

議案第62号

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和4年12月15日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

地方公務員法等の一部改正により、職員給料の減額措置を行うことに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

## 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和26年二宮町条例第40号）の一部を次のように改正する。

第1条中「地方公務員法（」の次に「昭和25年法律第261号。」を加え、「基き」を「基づき」に、「免職」を「、免職」に改める。

第2条の見出し中「免職」を「、免職」に改める。

第5条中「町規則」を「規則」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の見出し及び2項を加える。

（降給に関する経過措置）

- 2 当分の間、職員の給与に関する条例附則第17項の措置については、法第27条第2項に規定する降給とみなす。
- 3 前項の措置の適用を受ける職員には、任命権者が定めるところにより、当該措置の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(議案第62号) 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する降任、<u>免職</u>及び休職の手続及び効果に関し規定することを目的とする。</p> <p>(降任、<u>免職</u>及び休職の手続)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(この条例の実施に関し必要な事項)</p> <p>第5条 この条例の実施に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、昭和26年8月13日から施行する。</p> <p><u>(降給に関する経過措置)</u></p> <p>2 当分の間、職員の給与に関する条例附則第17項の措置については、法第27条第2項に規定する降給とみなす。</p> <p>3 前項の措置の適用を受ける職員には、任命権者が定めるところにより、当該措置の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。</p>	<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(以下「法」という。)第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する降任<u>免職</u>及び休職の手続及び効果に関し規定することを目的とする。</p> <p>(降任<u>免職</u>及び休職の手続)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(この条例の実施に関し必要な事項)</p> <p>第5条 この条例の実施に関し必要な事項は、<u>町規則</u>で定める。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、昭和26年8月13日から施行する。</p>